

財務省告示第百八十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十九年四月十六日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行人	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（二年）（第二百五十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で五百八十四億円	五百八十三億九千四百七十四万五千元
							振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行 平成十九年四月十六日  
十 発行 額面金額百円につき九十九円九

十一 利率 年〇・八パーセント  
十二 経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

の払込み 人の理事は、払込金額に追加、  
次算式により算出した金額を  
第十八号の規定する期日に払い

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 初期利率 平成十九年十月十五日を支払期

と、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利率 毎年四月十五日及び十月十五日

償還金額 利率をその日以前六箇月に属する  
償還金額 平成二十一年四月十五日  
元利支額 日本銀行額百円につき百円

十五 償還期限 平成十九年四月十六日  
十六 元利支額 日本銀行額百円につき百円  
十七 払込期日 平成十九年四月十六日